

# 令和元年12月善通寺市農業委員会次第

日時：令和元年12月19日

場所：善通寺市役所3階大会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事録署名人指名

4. 議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

5. 報 告

報告第1号 農地法第5条の規定による申請の取下願に係る報告について

6. そ の 他

次回開催 1月23日(木) 13時30分～

現地調査 同 日 9時～

農業相談 同 日 10時～

7. 閉 会

令和元年 12 月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和元年 12 月 19 日（木）15 時
2. 場 所 善通寺市役所本庁 3 階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員， 2 川田治弘委員， 3 原巧委員， 4 三原正子委員，  
5 松本健委員， 6 立石泰夫会長， 7 藪内實委員， 9 堀家重孝委員，  
10 近藤剛司委員， 11 大前純一委員， 12 瀬川治会長職務代理者，  
13 穂山信雄委員， 14 森江正男委員
4. 欠席委員 8 南光紀夫委員
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 平田 和明， 係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地  
利用集積計画について  
報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可の取下願に係る報告について

8. 議 事  
局 長

ただいまより令和元年 12 月の農業委員会総会，定例会を始めさせていただきます。本日は南光委員より欠席の連絡を受けておりますことをご報告させていただきます。それでは，始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長，よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。朝晩寒くなりましたが，早いもので，令和元年最後の総会となりました。今年 1 年間、皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございます。我々の任期は、あと半年となりますが頑張っていたき、戸別意向調査の一筆調査を 3 月末までに終わらせていただきますようお願いいたします。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

それでは、令和元年 12 月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思えます。

まず、本日の議事録署名人には、第 3 番の原委員さんと、第 4 番の三原委員さんの両名、よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思えます。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案書の 1 ページで、7 件の案件でございます。

まず番号〇ですが、譲渡者、〇〇〇〇様、譲受者、〇〇〇〇様、所有権移転贈与の案件でございます。

本件の申請地は譲渡人である〇〇様の自宅から 500 メートルほど離れ、坂道を上った場所にあるため、高齢となり農地の維持管理がむずかしくなったため、申請地に自宅が隣接している譲受人である〇〇様に贈与するものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番，〇，〇〇〇㎡について、所有権移転贈与を行うものであります。譲受人の本市内での総経営農地は 1 町を超え、経営農地はすべてきれいに耕作されているため、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

次に、番号〇と番号〇は譲受人が同じでありますので一括してご説明いたします。

譲渡者、〇〇〇〇様、〇〇〇〇様、譲受者、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人である〇〇様，〇〇様は共に労力不足により農地を維持していくのが困難となっているため、譲受人大西氏に買取って貰えないかと相談したところ、売買の話がまとまったため、所有権移転の許可申請を行



から、何かご意見、ご質問はございませんか。

〇〇委員

番号1の譲受人にはどれ位の費用が必要でしょうか。

事務局

法務局に提出する所有権移転登記申請は難しいものではないため、自分で作成できますが、贈与税がすこし課税になる可能性があります。

会長

他に、ご意見、ご質問はございませんか。

(全委員、質問なし)

会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員、挙手)

会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局長

はい、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、1件の案件でございます。

それでは番号1ですが、

申請者は〇〇〇〇〇様、宅地拡張で無断転用の案件でございます。

本件の申請者である〇〇氏は、〇〇〇年、相続により農地を取得した後、農業を始めました。現在、市内で3町6反余の農地を耕作しておりますが、トラクター等の農機具、また、農作物を出荷するためのトラックの転回広場の整備、農業資材置場を整備するため、居宅・倉庫が建っている宅地を拡張するため転用申請するものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番、登記地目が田及び現況地目が宅地で

ある〇〇〇㎡を隣接する宅地〇〇〇㎡を併せ利用地として宅地拡張することを目的として転用申請するものであります。申請地につきましては、転用許可を受けることなくコンクリート舗装されており、無断転用となっております。譲渡人は農地法を熟知していなかったため、農地法上の手続きを失念し、無断で転用しておりますが、隣接農地関係者との調整を了していることや提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は〇〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

以上1件、登記地目は、田が1筆、転用面積は〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

〇〇町ですので、筆岡地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

地元委員4名で現地確認を行いました。特に問題はありませんでした。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、問題ないということです。

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、7件の案件でございます。

番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、有限会社〇〇〇代表取締役、〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人である有限会社〇〇〇は、自動車・機械の解体処理・中古車部品販売等を行っている会社であります。新規設備として大型プレス機・プラスチック破砕機を設置したことにより、車輛置場が不足している状況で、作業の安全面からも新たな車輛置場を確保する必要性が生じている状態です。申請地は所有車輛置場に隣接した農地で利便性が良いため、本申請に至ったものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡を車輛・資材置場用地として転用申請するものであります。提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は〇〇月〇〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人である〇〇〇〇(株)は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を主たる事業として運営している会社であります。従前、駐車場として使用していた場所に倉庫を建築したために、新たな駐車場を確保する必要性が生じました。申請地は倉庫・資材置場に隣接した農地で利便性が良いため、本申請に至ったものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡を駐車場用地として転用申請するものであります。提出書類には特に不備

はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は〇〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、株式会社〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人である株式会社〇〇〇〇〇は、不動産の売買、賃貸業の会社であります。申請地は小学校、幹線道路に近いなど、分譲住宅としての条件を備えた土地であり、農地の処分を考えていた譲渡人との間で話がまとまり、本申請に至ったものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡に分譲住宅、2階建2棟、173.90㎡を建築するため転用申請するものであります。提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は〇〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第3種農地であります。

次に番号4ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人である〇〇様は、申請地西側に賃貸住宅を9棟所有しておりますが、駐車場は1棟あたり2台分必要なところ11台分が現状であるため、駐車場の拡張を計画しておりましたところ、譲渡人と売買の話がまとまったため、本申請に至ったものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡を駐車場用地として転用申請するものであります。提出書類に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は〇〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

次に番号5ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、株式会社〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。





転贈与から使用貸借権設定になったものです。

以上、7案件、登記地目は田が8筆、転用面積は〇〇〇㎡、畑が1筆、転用面積は〇〇〇㎡の合計9筆、転用面積は〇〇〇〇㎡であります。県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号〇については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。〇〇月〇〇日に福崎委員で現地を見てきました。譲渡人、譲受人から話を聞きましたところ、特に問題が無い事を確認しました。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

次に番号〇は〇〇町、番号〇は〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。先日14日、委員4人で現地を見てきました。どちらも駐車場ということなので問題は無いと思われました。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

次に番号〇番号〇ですが、〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。先日〇〇日、委員4人で現地を見てきました。どちらも問題はありません。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

次に番号〇ですが、〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

松本委員

はい。7日に委員4人で現地を見てきました。問題はありません。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

次に番号〇ですが、〇〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。先日現地を見てきました。問題はありません。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということですが、それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

〇〇委員

番号〇で、返還する土地についてどのように利用するのか。

局 長

返還する土地は、農地ではないため返還後の利用計画については聞いておりません。

〇〇委員

駐車場面積は、転用の前後ではどちらが広いのか。

局 長

面積的には、返還する土地より転用する土地の方が広がっておりますが、駐車可能台数は減っております。

会 長

ほかにご質問ありますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい。それでは議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてご説明致します。議案書4ページでございます。譲渡人は、香川県高松市松島町一丁目17番28号、公益財団法人香川県農地機構、譲受人は〇〇町〇〇番地〇、〇〇〇〇様でございます。申請地は〇〇町字〇〇〇〇番、田、〇〇〇〇㎡、同所〇〇番、田、〇〇〇㎡で、合計〇〇〇㎡の所有権移転でございます。本案は本年10月24日に開催しました定例会の議案第7号でご審議頂きました、〇〇〇〇様所有の同農地〇〇〇㎡を公益財団法人香川県農地機構が買入れまして、所有権を移転する案件にご承認頂きましたが、今回はその農地を公益財団法人香川県農地機構から〇〇〇〇様へ売渡し、所有権を移転するものです。ご承知のとおり「農地売買等特例事業」の制度に則って行うもので、本市の「農地利用調整会議」につきましては、今月12日木曜日午後2時から市役所仮庁舎2階中会議室において、関係者が同席のもと地元大前農業委員さんに立ち会って頂きまして、所定の手続きを済ませております。

なお公告につきましては、12月27日の予定であります。宜しくご審議願います。

会 長

ありがとうございました。議案第4号について、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定をいたします。これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。

続きまして、報告第1号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願に係る報告について事務局より、説明をお願いいたします。

局 長

それでは、報告第1号、農地法第5条許可申請の取下報告について、ご説明させていただきます。最終ページをご覧ください。

今回、取消願が出された案件ですが議案第○号、番号○の説明において触れましたが、○○○町○○○番地にお住まいの、○○○様が所有する、○○○町字○○○○○○番○、田、面積○○○㎡の農地を、○○○○様が、住宅用地として利用する計画で転用申請が提出され、先月19日開催の総会において許可相当として県知事に進達したところでありますが、税金面などを再検討したところ贈与による所有権移転は難しく、使用貸借権設定による農地転用許可申請書を提出するために現在提出している許可申請書については取下げる願いが○○月○日に提出されましたので、本定例会にてご報告させていただきます。

会 長

ありがとうございました。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご

質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

それでは、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりとさせていただきます。それでは、これで12月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 15時43分 終了

善通寺市農業委員会総会会議規則(昭和32年善通寺市農業委員会規則第1号)

第18条第2項による署名人

農業委員会会長

3番委員

4番委員

会長職務代理者